

## ◆【1割負担 多床室】短期入所療養介護利用料◆

基本サービス費内訳（その他料金等は裏面参照）

## 第4段階

短期入所療養介護費		居住費	日用品費	教養 娯楽費	食費	自己負担額 (1日)
要介護度	多床室 (4人部屋)					
要介護度1	1,013円	437円	120円	200円	2,000円	3,770円
要介護度2	1,095円					3,852円
要介護度3	1,165円					3,922円
要介護度4	1,226円					3,983円
要介護度5	1,289円					4,046円

## 第3段階

短期入所療養介護費		居住費	日用品費	教養 娯楽費	食費		自己負担額(1日)	
要介護度	多床室 (4人部屋)				第3段階①	第3段階②	第3段階①	第3段階②
要介護度1	1,013円	430円	120円	200円	1,000円	1,300円	2,763円	3,063円
要介護度2	1,095円						2,845円	3,145円
要介護度3	1,165円						2,915円	3,215円
要介護度4	1,226円						2,976円	3,276円
要介護度5	1,289円						3,039円	3,339円

## 第2段階

短期入所療養介護費		居住費	日用品費	教養 娯楽費	食費	自己負担額 (1日)
要介護度	多床室 (4人部屋)					
要介護度1	1,013円	430円	120円	200円	600円	2,363円
要介護度2	1,095円					2,445円
要介護度3	1,165円					2,515円
要介護度4	1,226円					2,576円
要介護度5	1,289円					2,639円

## 第1段階

短期入所療養介護費		居住費	日用品費	教養 娯楽費	食費	自己負担額 (1日)
要介護度	多床室 (4人部屋)					
要介護度1	1,013円	0円	120円	200円	300円	1,633円
要介護度2	1,095円					1,715円
要介護度3	1,165円					1,785円
要介護度4	1,226円					1,846円
要介護度5	1,289円					1,909円

\*短期入所療養介護費には、夜勤職員配置加算26円： サービス提供体制強化加算（I）24円を含む

## 第1～第4段階 共通

### ●内訳 ※日用品費・教養娯楽費のご使用は、共用となります。

日用品費	ティッシュ、おしぼり、入浴用タオル・バスタオル・シャンプー・リンス・石鹸、ボディーローション、綿棒等
教養娯楽費	新聞・雑誌・ビデオ・趣味、クラブ活動用材料等
食費	朝食400円 昼食700円 おやつ100円 夕食800円 流動食460円

### ●その他加算項目

加算項目	内容	自己負担金額
* 送迎加算	利用者に対して送迎を行う場合	片道:197円
* 介護職員等処遇改善加算Ⅰ(口)	1ヶ月あたりの総単位数×0.097(加算率)×10.68円(地域区分3級地) 上記合計金額の1割相当分	左記金額
* 在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	在宅復帰・在宅療養支援等指標が国が定める基準を超えた場合	日:55円
* 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	(Ⅱ)の取組による成果が確認でき、見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること	月:107円
* 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	入所者の安全並びに介護サービスの質の確保等の方策を検討する委員会を設置し、見守り機器等のテクノロジーを導入し、効果を示すデータを厚生労働省に提出した場合	月:11円
個別リハビリテーション実施加算	理学・作業療法士が、個別リハビリテーションを行った場合	日:257円
療養食加算	病状等に応じて療養食が提供された場合	一食:9円
認知症ケア加算	認知専門棟において入所されている方が対象	日:82円
緊急短期入所受入加算	居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所療養介護を緊急に行った場合(7日限度)	日:97円
総合医学管理加算	治療管理を目的とした利用者に対して、投薬、検査、注射、処置等を行い、利用者の主治医に診療状況を示す情報の提供を行った場合(10日限度)	日:294円
重度療養管理加算	要介護4又は5であって、別に厚生労働大臣が定める手厚い医療が必要な状態である場合	日:129円
緊急時治療管理加算	病状が重篤となり、救命救急医療が必要となる方に対し、応急的な治療として投薬、注射、検査、処置等が行われた場合(3日/月限度)	日:554円

※利用料(1割負担額)は所定単位数から円に換算(1単位=10.68円)する為、上記の1日あたりの自己負担額合計と誤差が生じる場合があります。

### ●その他サービス

種類	内容	自己負担金額
理美容代	委託専門業者により施設内にて実施 カット 2,200円、シェービング 770円、シャンプー 880円、ブロー 1,100円 パーマ・ヘアカラー 各 4,400円(カット別)、居室カット 3,080円 居室シェービング 1,650円、居室シャンプー 1,760円	左記金額
私物洗濯	委託専門業者による洗濯を希望した場合	日:242円
寝衣リース	委託専門業者による貸し出し 110円/日(スエットタイプ・つなぎ)、77円/日(ガウンタイプ)	左記金額
レンタルテレビ	委託専門業者による貸し出し 15日以内:2,095円 16日以上:4,191円	左記金額
コピー代		20円/枚
証明書	入所証明書 / 領収証明書	1,100円

### ※医療費について

当施設の医師が対応します日常的な医療・看護につきましては介護保険給付サービスに含まれています。  
急性期治療のための医療・歯科治療については他の医療機関への入院、通院、往診により対応し、医療保険適用により別途自己負担をしていただくことになります。

## ◆【1割負担 個室】短期入所療養介護利用料◆

基本サービス費内訳（その他料金等は裏面参照）

## 第4段階

短期入所療養介護費		居住費	日用品費	教養 娯楽費	食費	個室代	自己負担額 (1日)
要介護度	個室 (1人部屋)						
要介護度1	924円	1,728円	120円	200円	2,000円	3,300円	8,272円
要介護度2	1,003円						8,351円
要介護度3	1,073円						8,421円
要介護度4	1,136円						8,484円
要介護度5	1,197円						8,545円

## 第3段階

短期入所療養介護費		居住費	日用品費	教養 娯楽費	食費		個室代	自己負担額(1日)	
要介護度	個室 (1人部屋)				第3段階①	第3段階②		第3段階①	第3段階②
要介護度1	924円	1,370円	120円	200円	1,000円	1,300円	3,300円	6,914円	7,214円
要介護度2	1,003円							6,993円	7,293円
要介護度3	1,073円							7,063円	7,363円
要介護度4	1,136円							7,126円	7,426円
要介護度5	1,197円							7,187円	7,487円

## 第2段階

短期入所療養介護費		居住費	日用品費	教養 娯楽費	食費	個室代	自己負担額 (1日)
要介護度	個室 (1人部屋)						
要介護度1	924円	550円	120円	200円	600円	3,300円	5,694円
要介護度2	1,003円						5,773円
要介護度3	1,073円						5,843円
要介護度4	1,136円						5,906円
要介護度5	1,197円						5,967円

## 第1段階

短期入所療養介護費		居住費	日用品費	教養 娯楽費	食費	個室代	自己負担額 (1日)
要介護度	個室 (1人部屋)						
要介護度1	924円	550円	120円	200円	300円	3,300円	5,394円
要介護度2	1,003円						5,473円
要介護度3	1,073円						5,543円
要介護度4	1,136円						5,606円
要介護度5	1,197円						5,667円

## 「負担限度額の認定(居住費・食費の軽減制度)」について

利用者様の所得状況に応じて市町村により4段階に振り分けられ、【第1～3段階】該当者には負担軽減策が設けられています。申請手続き等、詳細については、市町村の介護保険担当窓口でおたずね下さい。

### 第1～第3段階の認定を受けるには

ご本人の住所地の市町村に申請し、「介護保険負担限度額認定証」の交付が必要です。

また、交付後に当施設1階事務所へのご提示も必要です。

※当施設に「認定証」の提示がない場合、「第4段階」の利用料をお支払いいただくことになります。

#### 利用者負担段階

	対象者	
第1段階	●生活保護受給者	
	●老齢福祉年金を受けておられる方で、世帯全員が市町村民税非課税の方	かつ、預貯金等の合計が1,000万円(夫婦は2,000万円)以下
第2段階	●世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額と遺族年金・障害年金収入額の合計額が年額80万円以下	かつ、預貯金等の合計が650万円(夫婦は1,650万円)以下
第3段階①	●世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額と遺族年金・障害年金収入額の合計額が年額80万円超120万円以下	かつ、預貯金等の合計が550万円(夫婦は1,550万円)以下
第3段階②	●世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額と遺族年金・障害年金収入額の合計額が年額120万円超	かつ、預貯金等の合計が500万円(夫婦は1,500万円)以下
第4段階	●上記、利用者負担第1段階～第3段階以外の方	
		制度の対象外です

### 負担額一覧表(日額)

	食費		居住費	
	施設入所	ショートステイ	多床室	個室
第1段階	300円	300円	0円	550円
第2段階	390円	600円	430円	550円
第3段階①	650円	1,000円	430円	1,370円
第3段階②	1,360円	1,300円	430円	1,370円
第4段階	2,000円	2,000円	437円	1,728円

### 限度額認定の有効期間について

有効期間は申請月の初日から毎年7月末で、毎年申請の必要があります。前年度に該当していない場合も、市町村民税非課税となった場合にはお問合せ下さい。

### 高額介護サービス費について

一月当たりの利用者様の自己負担額1割(又は2割、3割)が高額になった場合、利用者負担上限額(下記)との差額が、市町村に申請することにより支給されます。

区 分	負担の上限(月額)
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上の方(世帯)	140,100円(世帯)
課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(年収約1,160万円)未満の方(世帯)	93,000円(世帯)
上記以外の市民税課税者がある世帯	44,400円(世帯)
世帯の全員が市町村民税を課税されていない方	24,600円(世帯)
・前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方等	24,600円(世帯)
	15,000円(個人)
生活保護・中国残留邦人等支援給付・老齢福祉年金を受給している方等	15,000円(個人)